

議 第 8 号

持続可能な介護提供体制の実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国において急激な高齢化が進展する中、全産業平均と比べて著しく低い賃金や過酷な労働環境などを背景に介護人材の不足が深刻化しており、高齢化率が極めて高い本県においては、介護の現場は限界に達しつつある。

こうした中、中山間地域や人口減少地域の人員配置基準を緩和することができる特定地域サービスは、職員1人当たりの仕事量を増大させ、かえって離職を促進するおそれがあることから、地方の介護提供体制そのものを喪失させかねない。

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができる社会を実現するためには、介護サービスの担い手の確保と現場の状況に応じた適切な支援が求められ、迅速かつ抜本的な対策が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、介護サービス利用者の生活を守り、持続可能な介護提供体制を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 全産業平均水準との賃金格差の是正に向けて、介護従事者の基本報酬の底上げによる抜本的な処遇改善を図ること。
- 2 ケアマネジャーの労働環境改善のため、付随業務にも対応する柔軟な報酬体系の整備に加え、高齢者の様々なニーズを適切な関連事業等につなげる地域ケア会議の実効性を確保すること。
- 3 介護テクノロジーの導入支援や社会保険の手続き等に係る事務代行など、介護現場の業務改善に資する施策を一層推進すること。
- 4 特定地域サービスの導入の際は、その適用がなし崩し的に拡大することのないよう適切に運用するとともに、対象地域に係る著しい負担増加を防ぐため、財政支援を十分に行うこと。